

公 募 公 告

次のとおり公募します。

令和5年1月23日

宇都宮地方法務局長 神 崎 強

1 公募に付する事項

- (1) 件 名 清涼飲料水自動販売機の設置及び管理運營業務
- (2) 募集者数 自動販売機設置業者 1者

2 物件概要

(1) 設置場所

- ア 日光市今市本町20番地3
宇都宮地方法務局日光支局（1階）
- イ 真岡市荒町5176番地3
宇都宮地方法務局真岡支局（1階）
- ウ 大田原市本町一丁目2695番地109
宇都宮地方法務局大田原支局（1階）
- エ 栃木市片柳町一丁目22番25号
宇都宮地方法務局栃木支局（1階）
- オ 足利市相生町1番地12
宇都宮地方法務局足利支局（1階）
- カ 小山市花垣町一丁目13番40号
宇都宮地方法務局小山出張所（2階）

(2) 業務期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

なお、宇都宮地方法務局長が必要と判断した場合は、令和10年3月31日までの期間で国有財産の使用許可を更新することができる。ただし、更新は1年ごとである。

3 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 良質な商品又は優良なサービスを提供できる能力と実績を有すること。
- (3) 国税及び地方税を完納していること。
- (4) 経営状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正

な契約の履行が確保される者であること。

(5) 栃木県内に本店、支店又は営業所が存在すること。

(6) 以下の要件に該当すること。

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者でないこと。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者でないこと。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。

カ 暴力団又は暴力団員及び上記イからオまでに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

キ 国有財産使用者として不適当な行為をしない者

(ア) 暴力的な要求行為を行わない者

(イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行わない者

(ウ) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行わない者

(エ) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行わない者

(オ) その他上記(ア)から(エ)までに準ずる行為を行わない者

4 募集要領等の交付期間及び交付場所等

(1) 交付期間

令和5年1月23日（月）から同年2月16日（木）までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を除く毎日、午前9時から12時、午後1時から5時までの間

交付を受ける際には、事前に電話連絡の上、来庁すること。

(2) 交付場所

〒320-8515 宇都宮市小幡二丁目1番11号

宇都宮地方法務局会計課施設係 河野

電話 028-623-0913

(3) 持参品

名刺

5 公募申込み

(1) 受付期間

令和5年1月30日（月）から同年2月17日（金）までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を除く毎日、午前9時から12時、午後1時から5時までの間

(2) 上記4(2)記載の場所に必要書類を添えて提出すること。

6 設置業者の決定

(1) 提出された応募書類に基づいて厳正な審査を行い、必要な資格を満たしている者で、かつ、宇都宮地方法務局長が定める予定価格以上の額で、最も高額な国有財産使用料を提示した者を設置業者とする。

(2) 審査結果については、令和5年2月24日（金）までに連絡する。